

広陵町建築工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、広陵町建築工事（設備工事を含む。以下「建築工事」という。）に係る工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象とする建築工事は、広陵町建築工事検査要領（令和2年5月21日制定。以下「検査要領」という。）に基づき1件当たり130万円以上の工事（簡易な維持修繕工事、仮設工事及び建物の解体・撤去工事等は除く。）とする。

(評定者)

第3 建築工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、広陵町建築工事監督要領（令和2年5月21日付け広総第44号）第5に定める総括監督員、一般監督員及び広陵町建築工事検査要領（令和2年5月21日付け広総第45号）第5に定める検査職員とする。

(評定の時期)

第4 総括監督員及び一般監督員にあつては、完成及び完済部分検査の時期に行い、検査職員にあつては、既済部分検査を除き、検査の都度行う。

(評定の内容と方法)

第5 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

2 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立し

て的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項による。

(1) 評定は「工事成績採点表」（建築第4－1号様式から建築第4－3号様式まで）、「細目別評定点採点表」（建築第5－1号様式から建築第5－2号様式まで）、「考査項目別運用表」（別紙1から別紙3まで）、「考査基準特記事項」（別紙4）及び「施工プロセスチェックリスト」（別紙5）により行うものとする。

(2) 工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定の結果の通知）

第6 評定の結果は、「広陵町建設・建築工事成績評定の通知に関する規程」（令和2年5月21日付け広総第51号）に基づき、受注者に通知するものとする。

（評定の修正）

第7 評定者が評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第6の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

